

平成23年12月13日

裁判員制度に関する検討会 御中

全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事

弁護士 高 橋 正 人

意見書

私は、平成12年の全国犯罪被害者の会（あすの会）設立の当初の頃から、同会にかかわらせて頂き、現在はあすの会の副代表幹事をやらせて頂いております弁護士の高橋正人と申します。本日はこのような意見を述べる機会を与えて下さり、本当にありがとうございます。

さて、私は、既に危険運転致死傷幫助事件で1件、殺人事件で2件の計3件、被害者参加弁護士の立場で、裁判員裁判を経験させていただきました。また、現在も、殺人事件2件、強姦致傷事件1件を受任しており、裁判員裁判が進行中です。こういった経験からまず、結論から申し上げますと、裁判員裁判は、被害者にとって非常に良い効果を生んでいるという印象を持っています。なによりも裁判員が、証拠と事実を客観的に見ることを前提に、被害者の生の声が、一般市民である裁判員の共感を呼び、それが、判決に明確に反映されるようになってきているからです。

私の経験した事件で、こんなことがありました。事件は、20歳になる目の娘さんが、別れ話から、同級生に殺害された事件でした。その裁判員裁判で、被害者の父親は意見陳述をしました。「今日のような辛い日を迎えるためだけに20年間、娘を育ててきたかと思うと悔しくてしょうがない。君にはその

気持ちが分かるか」と声を詰まらせながら訴えました。裁判員は皆、大きく頷きながら、聞いていました。母親は被告人に直接質問しました。「あなたは、昨日の弁護人からの質問で、『生きて償いたい』と言いましたが、娘は首を絞められているとき、どんなことを心の中で叫んでいたか想像できますか。わたしには、生きたい、生きたい、助けて、助けてと聞こえてきますよ。それでもあなたは『生きたい』と言うのですね。」女性裁判員の中には、目に涙を浮かべている人もいました。

被害者参加弁護士を務めさせて頂いた私も、これを受けて、最後の被害者論告でつぎのように意見を述べさせて頂きました。「犯した罪の中には、反省すれば、償える罪と、どんなに反省し、更生し、真人間になっても償えない罪とがある。肉体を滅ぼす殺人罪と、心を滅ぼす強姦罪はどんなに反省しても償うことができない。もちろん、反省し、更生し、真人間になることは大変に良いことであり、当然、真人間になって欲しいと誰でも思っている。しかし、どんなに反省し、更生し、真人間になっても、奪われた命や心が戻ってくることはない。だからこそ、命をもって償ってくれ、厳罰に処してくれというのが被害者の遺族や、強姦事件の被害者の心情である。」

これを聞いていた職業的裁判官の一部には確かに、「賛成できない」といわんばかりに、あからさまに大きく首を横に振る方もおられました。しかし、裁判員6名は全員、身を乗り出すようにして、真剣な表情で聞いて下さいました。

実は私も、怪訝そうな顔をした裁判官と同様、以前は「反省し、真人間になったからといってなんなんだと言いたい。いくら反省しても、亡くなった娘は生きて帰ってこない。だから命をもって償って欲しい。」という考え方は、明確には持っていませんでした。

しかし、次に述べるようなことをお聞きしてから、私も考えが変わりました。青森地裁であった殺人事件の裁判で、裁判長が最後に、被告人に対し、「被害者の冥福を祈りなさい」と諭したことがありました。この記事を読んだ、あすの会の前代表幹事の岡村勲弁護士が、「冥福を祈るとは、成仏して下さい。安らかに眠り下さいという意味だ。娘を殺されていながら、殺した犯人に、安

らかにお眠り下さいと願って欲しいと思う親が、どこにいるか」と取り囲む記者団の前で、怒りをあらわにしたことがありました。あすの会の代表幹事代行で文京区音羽事件の被害者遺族の松村さんも、同じ意見を述べました。そばにいた私は、それを聞いて、「はっ」としました。私も裁判官になっていたら、同じ事を論じてしまったのではないだろうか。私も所詮、凶悪犯罪に遭ったことのない幸せな人間で、そんな感覚で今まで事件を見ていたのだと、自分のふがいなさを反省しました。

このようなことがありましたから、先ほど述べた20歳の娘さんの殺人事件で、私は、先ほどのような意見を述べさせて頂いたのです。裁判員が身を乗り出すように真剣な表情で聞いて下さったのは、私が、岡村や松村の意見を聞いて、「はっ」としたときと同じ思いを、裁判員の皆さんが持って下さったからではないでしょうか。市民感覚で裁判をする、まさに裁判員裁判になって、本当に良かったと思えた瞬間でした。

事件の判決は、加害者が20歳になって間もない自首事件にしては相場を大きく上回る13年でした。被害者遺族は判決を受け入れて下さいました。

もちろん、裁判員裁判は良いことばかりではありません。私が被害者参加弁護士として経験した、もう一つのある殺人事件でのことです。事件は、母親である妻の目の前で、父親である夫が、実の息子を窒息死させた事件です。被告人が殺意を否認する一部否認事件でした。目の前で我が子を殺された母親が、唯一の目撃証人であったことから、母親が証人として出廷しました。検察官の主尋問、弁護人の反対尋問がおわり、いよいよ裁判員による補充尋問になりました。6名の裁判員のうち、5名は女性で、うち3名は20代と思われました。若い女性裁判員が、替わるがわる、次から次に、母親に対し、こう質問攻めに行きました。

「あなたは銀座のホステスをしていたとのことですが、ホステスとしての収入はいくらですか。」「そのうち、いくらを家に入れていましたか。」「15万円の収入から家に入れていた3万円を引くと、12万円ですね。被告人であ

る夫が働かなくても、十分やっていけるんじゃないの。」「あなたは、結婚当初は夫に対して愛情があったと思いますが、愛情を築いていく上で、実家から通っていてお金がかからないのに、ホステスをどうしてもしないとイケない何か事情があったのですか。」「ホステスをしていて、夫に対する愛情が冷めませんでしたか。」

事件は、殺意の有無が争点になっていました。母親のホステス業は事件と全く関係がありません。にもかかわらず、複数の女性裁判員が、事件と関係のない質問を長々としたのです。明らかに興味本位としか思えない質問でした。

被害者参加弁護士である私が、直ちに異議を言うべきでしたが、被害者側には制度上、異議権がありません。そこで、検察官を通して、直ちに異議を言うようにその場で打ち合わせをすべきでしたが、それを充分にしてあげられなかった私自身、非がありました。

しかし、法廷内で、訴訟指揮権という絶大な権力を持つ裁判長も、殺意の有無とは関係がない、また、犯行の動機とも関係がないのですから、制止して欲しかったと思いました。これらの、一般素人の心ない質問で、被害者はさらに二次被害を受けてしまいました。私にとっては、苦い苦い経験となりました。

最後にもう一度まとめさせて頂きたいと思います。裁判員裁判では、被害者の視点から、あすの会として、次の三つのことを申し上げたいと思います。

一つ目は、裁判員裁判の推奨すべき点です。被害者の生の声が、裁判員に伝わり、それが、一般市民の感覚で、判決の主文や理由中に反映されるようになったことです。その結果、司法に対する被害者の信頼が強まっています。

二つ目は問題点です。2点あります。

第1点は、素人が、事件と関係のないことで、興味本位で質問をしてしまい、被害者に二次被害を与えてしまう可能性があることです。そのための改善策として、裁判長は、開廷する前に、被害者参加制度の趣旨を十分に説明するとともに、裁判員に対し、事件と関係のない質問をして被害者を傷つけないようしっかりと指導をして頂きたいと思います。さらに、裁判員の人選にも配慮して

欲しいと思います。男女別、年齢別に気を遣って頂ければと思います。

問題の２点目は、裁判員の負担軽減に配慮するあまり、刑事裁判の本来の機能が十分に発揮されていない懸念があることです。証拠を事前に厳選しすぎてしまい、充実した審理、真相の解明がおろそかになり、利害関係人に不満が残ることもしばしばあります。さきほど述べました２０歳の娘さんの殺害事件は自白事件でしたが、当初は「死人に口なし」ということで、被告人の言いたい放題の法廷になりそうでした。そこで、娘さんとコミュニケーションが普段から取れていた母親を証人として出廷させることにしました。最初は１０分程度しか尋問時間が与えられない方向で公判前整理手続きが行われていました。しかし、これでは十分に反論できません。そこで、２５分要求し、最終的には３５分、尋問できました。母親が証言を始めると法廷の雰囲気が一変し、緊張感が漂い、裁判員は目を潤ませていました。本当のことが分かり、被害者の名誉が回復された瞬間でした。また、私に先立って意見を述べられた小沢さんの事件でも、交通犯罪だというのに、顔面に重篤な後遺障害を被った被害者の写真が証拠採用されませんでした。裁判員裁判が始まる前は、考えられなかった対応です。

こういった弊害を除去する改善策としては、できるだけ多くの証拠を法廷に出して頂くこと、そして裁判員の負担軽減は、証拠を分かり易く説明する努力を今以上にして頂くことで解消すべきだと考えます。

あすの会として申し上げたい最後の三つ目は、今後問題となると思われる性犯罪についての取扱いです。性犯罪では、裁判員裁判の選択制を検討して欲しいと考えます。性犯罪の被害者の中には、被害者が住んでいる同じ地域から人選される裁判員に知られたくないと思う人もいれば、一般市民に苦しみを理解して欲しいと思う人もおり、様々で、一つに意見を纏めることは正直なところ、非常に難しいと感じています。選択肢を残す方法を考えて下さい。

以上の３点を強調して、あすの会としての意見を終わらせて頂きたいと思います。本日は最後までご清聴して下さい、ありがとうございました。